

平成30年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

平成30年12月 5日（水）

午前 9時57分 開会

午前11時10分 散会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

議案第 3号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○追加日程

日程第 7 議案第 4号 滝川中高年齢労働者福祉センター条例を廃止する条例

日程第 8 議案第 5号 公の施設の指定管理者の指定について（まちづくりセンター）

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	館内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安楽良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	千田史朗君
教育長	山崎猛君	会計管理者	田湯宏昌君
総務部長	中島純一君	市民生活部長	館敏弘君
市民生活部次長	浦川学央君	保健福祉部長	国嶋隆雄君

産業振興部長	長瀬文敬君	建設部長	山崎智弘君
市立病院事務部長	椿真人君	教育部長	田中嘉樹君
教育部指導参事	粟井康裕君	監査事務局長	杉原慶紀君
総務課長	深村栄司君	企画課長	稲井健二君
財政課長	堀之内孝則君	選挙管理委員会 事務局長	越前充君

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君	次長	菊田健二君
書記	村井理君	書記	池田茂喜君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成30年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において清水議員、山本議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。若干議場が寒いようでございまして、申しわけございません。本日平成30年第4回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして平成30年度一般会計ほか各会計補正予算及び条例改正等の議案をご審議いただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告について発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。平成30年8月23日から11月21日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付さ

せていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

私からは、別途以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。最初に、平成30年産の米の出荷状況及び異常気象に対する対応についてであります。本年産米の出荷につきましては11月19日現在でJAたきかわと生産者間の出荷契約数量10万2,367俵に対し、出荷見込み数量が8万6,438俵で、出荷契約数量に対する出荷見込み率は84.4パーセントと、契約数量を下回る見込みです。本年は、6月下旬からの天候不順により水稻の生育にばらつきやおくれが続いたほか、7月の大雨や9月の台風21号による強風、胆振東部地震発生など多くの自然災害が発生し、米の作況指数も99年ぶりに不良となったところであり、農作物の品質低下や収量減収など農家経済への影響が懸念されます。市としても、今後の米価や経営所得安定対策等の交付状況など、農家経済の動向を見きわめながらJAたきかわとも協議の上、必要な対策について実施していきたいと考えているところです。

次に、友好親善都市栃木市との交流推進確認書の締結についてであります。11月12日、私と水口議長が栃木市役所議場において栃木市議会議員の皆様のご臨席のもと、栃木市大川市長、栃木市議会大阿久議長とともに確認書に調印をさせていただきました。皆様方もご承知のとおり、滝川市と栃木市は國學院女子短期大学の誘致を契機に長きにわたり良好な関係を築いてきたところですが、ことし7月の滝川市制施行60周年記念式典に大川市長が出席された際に、これまで双方が育んできた交流の成果を大切に、両市のより一層の発展につながる交流を推し進めようとの機運が高まり、今回の確認書の締結に至ったものです。今後は、ふるさと納税PR事業の共同実施を初め、具体的な交流について双方の協議を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、行政報告といたします。

○議長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 おはようございます。議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

平成30年8月23日から平成30年11月21日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいただき、以下2点について口頭でご報告を申し上げます。

1点目、10月24日、北海道教育委員会によります移動教育委員会が滝川市において空知管内で初めて開催されました。通常、道庁別館において開催される会議を地域に赴いて開催する趣旨のものであり、このたび北海道教育委員会佐藤教育長ほか5名の教育委員が来滝され、江陵中学校においてALTによる英語授業やeラーニングの取り組みなどについて視察いただきました。また、図書館の視察では、学校との連携についてご説明した後、館内を視察いただきましたが、展示の工夫や子供たちに喜んでもらえる雰囲気づくりについて高く評価いただいたところでもあります。会議終了後の教育懇談会では、地域の学校関係者から教育事情についてご紹介する時間をいただき、佐藤教育長や教育委員、道教委幹部の皆さんに直接お話のできる有意義な意見交換の場となりました。

2点目として、第3回滝川市立図書館を使った調べる学習コンクールを実施いたしました。こと

しは、例年より大幅に作品が増加し、155点の作品の応募があり、11月3日には表彰式、5日から21日までは全作品を図書館内で展示を行い、期間中は作品を見に多くのご家族に来館いただきました。作品数の増加に伴い、ことしは4点の作品を全国コンクールに出展することができ、作品の質も年々上がっていることから、上位入賞者が出るのではないかと期待しているところです。

以上申し上げまして、教育行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算(第5号)

議案第3号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第5、議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算(第5号)、議案第3号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、ふるさと納税寄附金の増加を見込み、返礼品等の必要経費とふるさと基金に積み立てるための補正のほか、道議会議員及び知事選挙の執行に要する経費などの補正が主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ3億4,963万4,000円を追加し、予算の総額を204億406万円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額1億8,957万6,000円の増額につきましては、ふるさと納税の推進に要する経費の補正でございます。ふるさと納税につきましては、当初予算で2億円の寄附金を見込んでいたところでございますが、10月末時点で1億7,500万円を超える寄附金が寄せられたことや、これから迎える年末のふるさと納税の最盛期を考慮し、年間5億円の見込みに変更し、今後の見込み額に伴う返礼品等の必要経費を補正したいとするものでございます。

2款1項4目財産管理費、補正額1億1,042万4,000円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分にあつては要する経費の補正でございます。ふるさと納税推進にあつては要する経費と同様に寄附金の見込み額を補正することに伴い、寄附金額から返礼品等の必要経費を除いた1億1,042万4,000円をふるさと基金に積み立てるため補正したいとするものでございます。

2款1項7目市民生活推進費、補正額21万5,000円の増額につきましては、消費者行政推進事業にあつては要する経費の補正でございます。消費生活相談員等の知識及び資質を向上させ、消費生活相談がより一層適正かつ迅速な対応となることを目的に、国民生活センターが開催する研修に相談員を積極的に参加させるとともに、振り込め詐欺被害防止啓発グッズを購入し、啓発活動を行いたいとするもので、費用の全額が北海道消費者行政推進事業補助金で措置されるものでございます。

2款2項1目徴税費、補正額208万1,000円の増額につきましては、市税等徴収事務にあつては要する経費の補正でございます。地方税法の改正に伴い、平成31年10月から全国の納税義務者が金融機関に赴くことなく複数の自治体へ一括して全市的に納税することができる地方税共通納税システムの導入に係る既存収納システムを改修するために補正したいとするものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額245万7,000円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳にあつては要する経費の補正でございます。希望する者にマイナンバーカード等に旧姓の併記等を可能とする関連法令の改正を受けて、住民基本台帳システムの改修を行いたいとするもので、費用の全額が社会保障・税番号制度システム整備事業補助金で措置されるものでございます。

2款4項2目道議会議員知事選挙費、補正額1,506万7,000円の増額につきましては、道議会議員及び知事選挙の執行にあつては要する経費の補正でございます。来年3月に告示、4月に投開票を予定している知事選挙及び道議会議員選挙につきましては、今年度中に執行する経費について補正したいとするものです。主な内容としましては、ポスター掲示場設置等委託料、期日前投票に係る投票管理者立会人報酬、臨時職員賃金となっております。財源は、31年度分と合わせて全額を北海道からの委託金で賄うことを予定としておりますけれども、今年度分として1,506万7,000円を見込んだところでございます。

次のページをお開き願います。2款4項3目市議会議員市長選挙費、補正額185万2,000円の増額につきましては、市議会議員及び市長選挙の執行にあつては要する経費の補正でございます。来年4月に市議会議員及び市長選挙の告示と投開票を予定されており、入場券、投票用紙、不在者投票用封筒などの印刷製本費が中心で、今年度中に執行する経費を補正したいとするものでございます。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額146万3,000円の増額につきましては、母子福祉にあつては要する経費の補正でございます。母子家庭自立支援給付金は、母子家庭の母や父子家庭の父が就職を目指し資格や技能を取得するため、受講料やその期間の生活負担軽減を図る給付金を支援する制度でございますけれども、当初見込みより自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金等事業を利用する対象希望者がふえたことに伴い補正したいとするものでございます。なお、費用の4分の3が厚生労働省の母子家庭自立支援給付費補助金で措置されるものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額889万1,000円の増額につきましては、保育所の運営管理にあつては要する経費の補正で2点ございます。1点目は、一の坂保育所及び江部乙保育所において、当初

予算では予定していなかった保育士等処遇改善等加算が新たに適用されたこと並びに低年齢の入所児童数が当初見込みより増加したことから運営費委託料を増額分として841万5,000円の増額補正したいとするもので、財源といたしましては入所児童数の増加による保育料の増加分のほか、内閣府の子どものための教育・保育給付費及び北海道の子どものための教育・保育給付費で一部が措置されるものでございます。2点目は、他市町の保育所及び幼稚園を利用する児童が増加したことに伴い、広域入所負担金47万6,000円を増額補正したいとするものでございます。

3款2項3目児童福祉施設費、補正額271万5,000円の増額につきましては、放課後児童クラブ事業に要する経費の補正でございます。花月地区及び東地区の放課後児童クラブにおける児童数の増加並びに江部乙地区及び中地区の放課後児童クラブにおいて諸対応を図るため臨時職員の加配が生じたことに伴う賃金増のために補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。3款4項1目国民年金費、補正額70万7,000円の増額につきましては、国民年金事務に要する経費の補正でございます。国民年金法施行規則の一部の改正に伴い、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、納付済み期間とみなす改正が平成31年4月1日に施行されることに伴い、受け付け処理や免除申請様式並びに学生納付特別申請様式の見直しに係るシステム改修のために補正したいとするもので、費用の全額が厚生労働省の国民年金事務取扱交付金で措置されるものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額75万円の増額につきましては、農業次世代人材投資事業に要する経費の補正でございます。次世代を担う農業者であることを施行する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する国の事業で、当初単身の新規就農者1名を見込んでおりましたが、夫婦での就農希望者となったことにより75万円を増額補正したいとするもので、費用の全額が農水省の農業次世代人材投資事業費補助金で措置されるものでございます。

9款1項2目防災費、補正額1,290万6,000円の増額につきましては、防災に要する経費の補正でございます。現在エフエムなかそらの送信所である庁舎は、大規模の洪水が発生した場合、地下電気室への浸水により送信機への電力供給がとまり停波に至る可能性があることから、災害時にも災害情報等の放送が継続できるようにするため、浸水想定区域外の滝川消防署庁舎に予備送信所を整備したいとするもので、費用の2分の1が総務省の放送ネットワーク整備支援事業費補助金で措置されるものでございます。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額53万円の増額につきましては、平成29年度児童手当国庫負担金、平成29年度児童扶養手当国庫負担金並びに児童手当道費負担金の事務費補助金の確定に伴う返還金の補正でございます。内訳としましては、平成29年度児童手当国庫負担金33万4,000円、平成29年度児童扶養手当国庫負担金15万8,000円、平成29年度児童手当道費負担金3万8,000円となっております。

以上、歳出合計で3億4,963万4,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。15款1項1目民生費負担金から18款1項1目一般寄附金までは、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金2,565万2,000円は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で3億4,963万4,000円の増額となったところでございます。

以上申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成29年6月21日に公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、平成31年3月1日に施行されることに伴い、当該条例で定めております公費負担額等の一部を改正したいとするものであります。改正内容につきまして、参考資料により説明させていただきますので、新旧対照表をごらんください。

まず、1ページ、第1条についてでございますが、公職選挙法が改正され、これまで認められなかった市議会議員選挙における選挙運動用のビラの作成ができることとなったため、文言整理をしたいとするものであります。

次に、第5条の2、選挙運動用のビラの作成の公費負担では、新たに滝川市議会議員選挙における公費負担分の作成枚数を4,000枚の範囲内と定めたいとするものであり、第5条の4、選挙運動用のビラの作成の公費負担額及び支払い手続では、滝川市議会議員選挙運動用ビラ作成の契約に基づき作成されたビラの支払い上限額について新たに定めたいとするものであります。

附則で、この条例の施行期日を平成31年3月1日からとしたいとするものであります。

以上、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 おはようございます。私のほうからは、ふるさと納税に関する質疑をさせていただきます。

先ほどのご説明では、ふるさと納税の寄附が好調だということで、当初2億円の寄附を目標としていましたけれども、5億円に上方修正するという説明がありました。この12月、寄附の申し込みが殺到すると思われそうですけれども、今後について具体的なさらなる拡大に向けては、どのようなお考えがあるのか伺いたいと思います。今回のこの補正に限らず、今後ますますふるさと納税の寄附がふえてくると私は考えておりますので、その辺を踏まえてご答弁いただきたいと思います。

○議長 長 三上議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 三上議員のほうからご質疑をいただきましたとおり、ふるさと納税寄附額が好調な主要な要因についてでございますが、ANAのふるさと納税の通年化及び新たなポータルサイトといったしましてさとふるの開設等によりまして、一つふるさと納税が好調だという要因に結びついている部分がございます。また、お米の頒布会の回数、例えばお米を半年分毎月送っていくとか12カ月分、要は返礼品として寄附者のニーズに合ったような返礼を行っているというようなことについて

でも好調な要因の一つではないかというふうに考えておりますので、市といたしましても寄附額のさらなる増額を、こういったこともさらに拡大しながら増額を目指していきたいというふうに考えているところでございます。そのためには、ポータルサイトをさらにふやして、今以上に広く滝川市のPRを行う、あるいは現在開設しているさとふるにつきましては、滝川地方卸売市場のみが返礼品の出品管理を行っているところでございますが、来年度より他の市内事業者にも参加していただきながら、より活性化を図るための準備を進めているところでもございます。

また、市内にあります多くの事業者がよりふるさと納税事業者として参加しやすいよう、市内向けのPRを重ねていく、あるいはふるさと納税返礼品の参加事業者の拡大に当たっては、小さな事業所あるいは家族経営をしている事業所等、個別の農家さんなどに参加しやすい体制を構築していくというようなことについても検討しているところでございます。首都圏のPR等も引き続き行っていきたいというふうに考えておりますが、市長の口頭報告でも申し上げましたが、ことし11月12日、栃木市と新たに経済発展に係る協定を調印いたしました。今後ふるさと納税などを通じて、できる経済発展あるいは交流を具体的に進めていくということにしておりますので、調印を受けてふるさと納税担当者同士で滝川市が毎年行っている首都圏のPR事業を共同開催できるように現在準備を進めているところでもございます。また、両市の特産品のコラボしながら、新たな返礼品の開発等についても行うなど新たなアイデアを出し合い、進めていくということについても確認しているところでございます。このようにこれまでの事業を継続しつつ、新たに展開していくものはないのかどうかというようなことも効率的、効果的に実施できるよう、さらなる寄附額の増額を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今後の展開についてもご説明ありましたけれども、私はこのふるさと納税の目的というのは大きく分けて2つあると思うのです。1つは、多くの方から寄附を集めていくということ。そして、もう一つは、返礼品に関することなのですが、この返礼品を通して滝川をPRする。そして、そのことが地域経済の活性化につながっていくという、この2つが大きく分けてあると思います。

それで、ほかの議員の方にも説明したいと思っておりますけれども、現状はサイトの運営会社というのがあります。その下に返礼品を受託管理する会社が張りついております。そして、その下に返礼品を、例えば農家さんとか商店だとか、そういったところの商品を出してくれる事業者があります。私は、この3つ目の事業者の方々が本気になって一生懸命やると、このふるさと納税の寄附額というのは返礼品の魅力も相まって、滝川市であれば10億円集めることができるのではないかと考えております。そのためには、やはり今のやり方だけでなく、財政だけに任せておくということではなく、所管の枠を超えて本当に全市的に取り組むことが必要なのだろうと思っております。その点について、市長の考えを伺いたいと思っております。

○議長 長 市長。

○市長 今三上議員のご質疑、私も本当にそのとおりだというふうに思っております。

それで、先日の庁議でもお話しさせていただきましたが、この問題は財政だけではなくて、全市で取り組むべき問題だぞと。ですから、各部各課、意識を持って取り組んでいきたいと思いますというお話もさせていただきました。これからもそれをもう少し徹底をして、プロジェクトをつくるという形ではなくて、各部各課が積極的に協力していく、全体一丸となつてふるさと納税のさらなる獲得に向けて頑張っていくということを行っていきたいと思っておりますので、議会の皆様方のご支援もぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 館内議員。

○館内議員 12ページ、13ページの一番下に書かれております児童福祉施設費のことについてお尋ねをさせていただきますが、利用児童数がふえてきたということで、指導員の人数がどうしても少なくなってきたということで増額という話を聞かせていただいておりますが、この児童数のことに関しては、恐らく毎日来られる児童とか、また週に何回か来られる児童とか、その日によって変動されているのかなと思っておりますが、そのような理解で正しいでしょうか。

それで、あとは例えばお子さんでもいろいろな特性とかをお持ちのお子さんがいらっしゃると思いますけれども、例えば多動性的な行動が目立つ児童さんとか、集団の中でなかなかなじみづらい児童さんとかも中にはいらっしゃると思うのですが、そういう児童さんが来たときに職員の方が何とか対応するというふうな形で恐らく手狭なスペースの中でいろいろ対応されているのかと察しておりますけれども、その中でそれぞれの児童クラブの中でここは人数が1名足りないとか2名足りないとかということ、その現場から要請されるということで理解してよろしいですか。

○議 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 利用される児童数につきましては、地域の年齢構成から小学校新入学の児童、現在利用している児童、それに応じて過去の利用率を想定いたしまして、職員経費を計上しております。その中で毎年変動はございますけれども、実際の利用数に応じた職員の加配、またご質疑にありましたように、例えば多動性ですとか集団性にちょっと配慮が要る、そういった児童のための安全を確保するための加配等についても検討をしております。その中で今回補正予算を計上させていただきましたのは、昨年度予算において見込んだ数との乖離があったことによるものでございます。理由につきましては、以上述べたとおりとなります。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号及び第3号の2件を一括採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第3号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第6 議案第2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長 日程第6、議案第2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 ただいま上程されました議案第2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、1つ目は平成30年度からの広域化に伴い、北海道国保連合会がクラウド提供者となっています国保事業状況報告システムクラウドを使用していたところですが、今般システム改修が必要になりまして、改修経費を参加市町村で案分し、負担することから、滝川市負担分を計上するものです。

2つ目としましては、国庫及び道負担金であります高額医療費共同事業負担金の29年度分の精算によります返還金を計上するものでございます。

議案をごらんください。第1項で歳入歳出予算にそれぞれ163万円を追加し、補正後の総額をそれぞれ50億4,920万1,000円とするものでございます。

第2項で、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページをお開きください。2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

4ページをお開きください。4ページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目連合会負担金27万円の増額につきましては、国保事業状況報告システムクラウドの改修費用に係る滝川市負担分の補正でございます。

8款1項3目償還金136万円の増額につきましては、高額医療共同事業負担金の国庫及び道への償還金、それぞれ68万円の補正でございます。

以上、歳出合計で163万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、前のページに戻ってきまして、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税136万円の増額につきましては、補正に必要な財源を国民健康保険税の滞納繰越分に求めるもので、4節医療給付費分滞納繰越分として94万8,000円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分としまして28万4,000円、6節介護納付金分滞納繰越分といたしまして12万8,000円を補正するものです。

2款1項1目保険給付費等交付金27万円の増額につきましては、歳出関連でシステムクラウドの改修費に係る特別調整交付金の増額でございます。

以上、歳入合計で163万円となったところでございます。

以上申し上げまして、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

#### ◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

ここで追加日程表を配付いたしますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時40分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第7及び第8を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### ◎日程第7 議案第4号 滝川中高年齢労働者福祉センター条例を廃止する条例

○議 長 日程第7、議案第4号 滝川中高年齢労働者福祉センター条例を廃止する条例を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川中高年齢労働者福祉センター条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

廃止の理由でございますが、滝川中高年齢労働者福祉センターは平成15年に雇用能力開発機構から公用、公共の使用条件として有償譲渡を受け活用が図られてきましたが、使用条件が平成29年7月末をもって解除されたことにより、財政健全化計画においては民間への譲渡等を検討する方針を示してきたところであります。しかしながら、先般の胆振東部地震の対応を経て地域住民の生命等を守る責務を負う自治体として防災、災害対応機能のさらなる強化が喫緊の課題として認識される中、限られた資産の中でこれを実現していくためには、既存施設間での機能移転及び集約化が必要であると判断し、本施設を防災備蓄庫としての機能を持たせるほか、非耐震の新町書庫、旧図書館でございますが、その書庫機能を移転するなど新たな活用を図るものとし、滝川中高年齢労働者福祉センター条例を廃止したいとするものでございます。

附則第1項で、施行期日を平成31年4月1日とし、附則第2項で本条例の廃止に伴い、滝川市商工労働委員会条例において関連項目の削除を行うため、一部改正したいとするものでございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。2点あります。

まず、1点目は現在のいわゆる体育館やトレーニング室の利用について、利用されている方々に事前に、この施設がなくなったらどうでしょうかとかという事前の調査をどのように行ったのかということが1点です。

2点目は、新たな活用ということで、現時点では大まかな方向性ということがあるということだと思っておりますが、来年3月末までは現在の用途で使われると。4月から新たな用途で使うことができるということですが、防災あるいは旧図書館の書庫からの移動にしても、それぞれかなり急がれるということもあると思いますが、防災備品の整備、備蓄、あるいは書庫としての活用について、新年度に向けてどのようなスケジュールで進められていくのか。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいまのご質疑にご答弁させていただきます。

まず、1点目の利用者に対する事前にどのような調査していったのかということにつきましては、利用者に対しましては調査は行ってはおりません。

2点目の大まかなスケジュールでございますけれども、3月までは使いまして、その後体育館の部分であるとか2階の部分のところを備蓄の倉庫並びに書庫というような形の中で配備をしていきたいという今計画でございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、1点目なのですが、現在滝川市の公共施設の維持管理費が非常に高い、予算がかかるということで、これを縮小していくという中で、今回のようなことが引き続き行われていく可能性があると思うのです。そういう中で、市の判断だけで市民の方々が利用されている体育館やトレーニング室を廃止するという、そういう進め方でいいのかと。市の判断というのは、もちろん利用者数だとか利用頻度だとか、そういう他の施設との関係で移れるかどうかとか、さまざまな観点で判断はされますが、利用している方々にとっては、やはり使いやすいからそこを使っているということですから、事前に何かにかのアンケート調査などを行うなどということは、私は常識的なことなのかなと。例えばこの施設が仮に廃止されたとしても、あなたはほかの体育館やトレーニング室を使うことができますかと、あるいはここに来ているのは車で来ていますか、あるいはバスで来ていますかと、そういったことをやはり利用者のことも考えながら公共施設の整理、統合を行っていくと。そういうことが私は求められているというふうに思うのですが、ただいまのご答弁は大変、私はこれはまずいなというふうに思いましたので、こういう進め方でいいのかどうか。そこについてお伺いいたします。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ただいまのご質疑にご答弁させていただきたいと思います。

まず、この施設はもう清水議員もご承知のとおり、中高年齢労働者等の福祉向上の目的を持った施設ということで、確かに体育館、トレーニング室のほかには技能講習室、研修室、会議室、教養文化室とか相談室というのも兼ね備えております。

そういった中で、全体的に利用者が減ってきているというのが現状でございます。近年、中でも体育館とかトレーニング室の部分も減少傾向にあるというのは事実でございます、体育館の利用者につきましては確かに14団体が利用されておりますし、トレーニング室におきましては月平均112名という方が利用されていると思います。確かに事前の周知ということでございますけれども、今後は代替案としては説明会を開いて提示していきたいというふうに考えてはいます。

また、トレーニング室については、さまざまな検討を行ったところでございますが、主にコンベーションマシンがございますけれども、30年以上も経過しておりまして、移転先を検討したところでございますけれども、いかんせん古いということから、移転した場合における部品の供給等もならないということから、まず業者から使用できる状態になる保証はないというような回答もいただいたところであります。

また、ランニングマシンとかエアロバイクですね、それについても移設後の安全性が担保されないから、やむなく他の公共施設への移転は困難と判断したところでございます。そういったこともご理解いただきながら、防災機能並びに備蓄倉庫並びに今回図書館のほうも古くなっているということで、その書庫を移転したいということのご提案でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 副市長にお伺いしたいと思うのですが、このような施設の整理統合、用途の廃止でよいのかということが、私は市民が唯一疑問に思う点だというふうに思います。この施設がどの程度使われているか、どういう方が使っているかということは、私も大体わかります。しかし、まだ半年、4カ月ぐらいあると。これから十分説明すればいいということで進められたということですが、どんな施設であろうか、あるいはどんな事業であろうか、そこに予算を廃止したり、あるいはその施設を廃止したりする場合は、市民に状況を聞いて、それを判断材料の一つに加えて総合的に判断すると。私は、市民の意見を全く聞かないで判断をした今回の進め方については、非常に強い違和感を覚えるものですが、副市長のお考えを伺います。

○議 長 副市長。

○副市長 清水議員のご質疑ですけれども、私も同様の考えでございます。今回は、ちょっと乱暴だったかなというふうには考えますけれども、それよりも私どもとしては市民の協力を得ながら防災と図書移転を優先させていただいたということでございます。

やり方が本当に正しかったかどうかというのは、今後説明会等でいろんなご意見もいただくとは思いますが、代替施設ですとか、例えばトレーニング施設についても今後管理していくと思われるところに、どういう形が一番利用者の負担というのですか、利用者に開放できるのかも含めてよく話し合っているうちに、活用できるとは今言いませんけれども、そういうことも踏まえて協議させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第8 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について(まちづくりセンター)

○議 長 日程第8、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について(まちづくりセンター)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいため、同条の規定に

基づき議会の議決を経たいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市まちづくりセンターです。指定管理者となるべき団体は特定非営利活動法人空知文化工房で、指定期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間です。

指定経過についてご説明いたしますので、議案第5号参考資料をお開き願います。1つ目の募集及び選定の経過についてですが、9月3日に公募の告示を行い募集を開始し、10月3日までの1カ月間申請を受け付けたところです。その間、質問の受け付け、現地説明会などを実施しております。

指定管理者の候補者の選定に当たりましては、滝川市指定管理者選定職員会議を3回開催し、慎重に審議を行うとともに、申請者によるプレゼンテーション並びにヒアリングを実施し、最終的に指定管理者候補者を決定したところです。

2の申請団体数については、1団体。

3、選定審査の方法と4、選定方式は、記載のとおりでございます。

5、選定の理由につきましては、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、総得点数が選定基準を上回り、当該施設の指定管理者として適切だと判断したところによります。

最後ですが、選定された団体が評価された主な内容ですが、市民活動を行う市民や団体に対する支援を行う役割について十分理解しているとともに、適切に実施できると評価されたこと。2つ目として、当該施設を含め、他施設の指定管理などによる経験、ノウハウがあり、安定した施設の運営及び各提案内容の着実な実施が見込めること。3つ目としましては、その実績やノウハウから、市民利用者等の利便性の向上や利用者の確保、きめ細かなサービスの提供が期待できることなどです。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 こちらの第5号参考資料の6の選定された団体が主に評価された点のことについてお伺いしたいと思うのですが、(3)の開館日数の増加や利用申請期間の拡大ということと市民の利便性の向上が図られるというふうに書かれているのですが、確かに市民から見れば以前は週の半ばに定休日というものがあって、それがなくなったというところで、いつでも利用できるというふうに確かに利便性は向上しているわけなのですが、指定管理者側としては決して多くはない職員のシフト調整とか、結構いろいろ負担がかかっているのかなとお察しするわけなのですが、その部分に関しては何か選定の中に、その話し合いの中にあっただしょうか。

○議 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 開館日数の増につきまして、条例では水曜日お休みとか定めているのですが、指定管理者の提案によって、今回3年前の提案から独自に水曜日も営業するような形で進められております。今回も同様な提案であったのですが、一方で夜の利用、土日の夜とかの利用の少

ない部分については、条例の範囲内で施設の管理のあり方を軽減するような提案が出されていて、実に施設のことを十分熟知している上での提案であって、それも我々としては実現可能だと思いますし、できることだと思いますので、その点を評価させていただきました。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 館内議員が質疑をした関連で質疑をいたします。

いわゆる年に5日か6日しか休まない施設ですね。コンビニエンスストアに近い、あるいは大手スーパーに近い休まない施設ということに3年前からなっているわけですが、これを評価ポイントに上げているということです。市民にとっては、いつでもあいているから便利だと、こういう点はもちろん評価ポイントにはなると思います。しかし、そこには働いている人がいるわけで、今働き方改革ということであれば、どう考えても年間360日運営するということでは、たくさんのひずみがあるはずなのです。それがなければ、市の公共施設、全部それが可能なのです。なぜ指定管理者である空知文化工房だけがそういうことが可能なのか。それは、文化工房がそういう提案をしてきているわけですから、それ以上先には入りませんが、例えば次の点について伺いたいと思います。1週間に7日ありますが、週40時間がいわゆる基準法の勤務日数です。管理職が必ずそこにいるというのが通常の施設の適正なあり方です。そういう点で、管理職の方が1人であれば、2日間は管理職が不在の状態であの施設が動くということになりますが、この指定管理ではまちづくりセンターについては管理職何名体制で運営されるのでしょうか。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 自治体の管理職という概念でそのとおりになるかどうか分かりませんが、そういう人件費については1人工の設計で考えております。その上で、施設に常に開館時間中管理職がいなければならぬかというような考え方で運用はしておりませんし、夜間であればシルバーの方に委託する、まちづくりセンターに限らずですね、そういう場合もありますし、夜間に限らず、日中でも管理職に相当する方が業務の都合で外出する場合がありますし、それはちゃんと職員の方がシフトを組んで対応しているということだと考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 いわゆる積算の中では、管理職相当は1名ということですから、週2日は管理職不在の中で運営されるということがわかりました。この施設は、夜恐らく7時とか8時近くまで高校生がたくさんいらっしゃる、そういう施設でもあります。こういう施設で何かあったとき、管理職でない、場合によっては正社員でもない、そういった職員によって、そこでの管理責任を最終的には滝川市が負わなければならないわけですから、そういう点でも仮に管理職のいない時間帯で未成年がたくさん施設を利用している。そういう状況の中で管理責任を負える体制になっているのでしょうか。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 理論上、週2日は不在になりますし、夜間は当然いませんし、現実シルバー人材センターの方に来ていただいたりして運営されていると思います。何かあった場合、管理責任を

負えるのかということですが、当然それは大前提でいろいろな業務に携わってもらっていますし、誰かをそこに夜間ですとか休日とかにいてもらうときには、管理責任を負う前提での配置になると考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 高校生が、私見している限りでは10名前後が使われる、非常に人気のある施設ですから。ここで、今の話でいえばシルバー人材センターの方が来て、1人確かに管理されています。こういう状態で、今の世の中本当にいろんな事件が起きるわけです。滝川市役所においては、警察OBの方がガードマンされるとか、そういった体制もとる中で、このまちづくりセンターについてのみ年中無休に近いような体制をなぜとらなければならないのか、なぜ週休制で運営をするということを、それが安全や適正管理や、また働いている方々にとっても、そういったことが本当に大事だということからいうと、こういうことを、年中無休に近い体制を評価されるという、それを評価するという点については私は納得がいかないのですが、その点について副市長にお伺いをしたいと思います。最初から副市長と言えよよかったと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議 長 副市長。

○副市長 清水議員のおっしゃることも認識はしてございます。ただ、安全面については、指定管理者のほうからもいろんなことを考えてやっていることでございますから、それについては今後双方いろんな協議をしていきながら進めたいと思いますけれども、必ず管理職がいなければならないというふうに私実は思っていないで、そういうことを言うと市役所もそうなっているかという、そうもなっていないものですから、なかなか理想と現実はいろいろ離れているということも認識していただかなければならないというふうに考えています。そういう要望も多い、あけてほしいという要望も多いですから、そういう部分については評価点として高くつけさせていただいたところでございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月6日から12月11日までの6日間休会にいたしたいと思いを。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、12月6日から12月11日までの6日間休会することに決しました。

#### ◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時10分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員